

企業間信用におけるIT化の進展

赤 松 健 治
(商工総合研究所)
(主任 研究員)

近年、わが国では電子商取引が急速に成長してきている。電子商取引は大きく分けてBtoB（企業間電子商取引）とBtoC（消費者向け電子商取引）とがあるが、経済産業省の調査によると、両分野ともに成長が著しい。こうした電子商取引の拡大は、企業間取引においてもIT化が着実に進展していることを物語るものである。さらに、仕入れや販売といった商取引にとどまらず、それらの取引に伴う企業間の信用供与や資金決済においてもIT化が進んでいる。その一つが近年登場した電子記録債権であり、従来の手形による信用供与・資金決済を代替する役割の発揮が期待されている。

まず、電子商取引についてみると、経済産業省の調査ではBtoB市場規模は2011年で2578兆円となっており、ここ10数年で急成長した。また、卸売業のほか、製造業、特に電気・情報関連機器と自動車を中心とする輸送用機械が大きなウェイトを占めている点が特徴的で、サプライチェーンが発達している産業分野ほどIT化が浸透している。この傾向は企業間信用の業種別の特徴とも類似している。さらに、企業間電子商取引の急成長に伴い、企業の商取引全体に占める電子商取引のウェイト（EC化率）も高まってきており、2011年には24.3%となった。EC化率が高いのは輸送用機械51.1%、電気・情報関連機器43.6%などの機械関連業種であり、食品も44.1%と高い。一方、市場規模の大きい卸売業は22.4%と2割を超える規模に成長してきている。なお、BtoC市場規模は2011年で8.5兆円である。

次に、企業間信用の動向であるが、企業間信用には売掛金・買掛金と受取手形・支払手形がある。受取手形を金融機関で資金化する割引手形も含めて、中小企業にとって企業間信用は重要な資金調達手段であるが、近年その内容は大きく変化してきた。法人企業統計年報で企業の売掛金と受取手形（割引手形を含む）の推移をみると、受取手形の減少が著しい。全産業では1990年度の109.8兆円が残高のピークで、その後バブル崩壊とともに減少に転じ、2011年度には28.8兆円とピークの1/4近くにまで減少した。規模別には、中小企業、大企業ともに減少している。また、金融機関の貸出金に占める割引手形の割合は、過去には2割前後を占めた時期もあったが、2011年時点では銀行と信用金庫の貸出金合計484.5兆円の0.7%（3.6兆円）まで減少、その割合は1%を切っている。

手形が減少してきたことについては様々な要因が指摘されている。その主なものは、手形の発生・譲渡においては物理的な移動が必要であり、地理的な制約や時間的な制約が存在すること、保管コストがかかること、紛失・盗難リスクがあることや、印紙税の負担があることなどである。これらは、いずれも手形が紙であることに起因する諸コスト、諸リスクの問題である。一方、同じ企業間信用である売掛金を手形のように資金調達に活用する動きも出てきているが、売掛金はその指名債権という性格から、活用するには制約が多い。こうした状況から、手形と売掛金の両方の課題を克服できる新しい制度として電子記録債権制度が検討され、整備されてきた。

この電子記録債権は、いわば売掛金を手形のように便利な資金調達手段に変えるものである。手形が減少してきた状況下、中小企業にとっては売掛金という企業間信用を電子化することで新たな資金調達手段を得ることとなる。平成20年12月には電子記録債権法が施行され、電子記録債権を取扱う機関（電子債権記録機関）として平成22年までに3機関が指定を受けた。このうち日本電子債権機構(株)では“電子手形”の決済サービスの実績を公表しているが、平成25年5月時点で利用契約者数が3万3,081、月間取扱高は1万8,113件に達している。また、平成25年には(株)全銀電子債権ネットワークが同じく指定を受け、同年2月から“でんさいネット”をスタートさせた。当初から全国の500近い金融機関が参加しており、5月末現在での利用登録者数は18万7,530、利用契約件数は23万4,115件となっている。でんさいネットの稼働により電子記録債権を扱う金融機関が飛躍的に増え、全国各地で中小企業が電子記録債権を利用できるインフラが整ってきたといえよう。

この電子的な手形ともいえる電子記録債権は、金融機関のリレーションシップバンキングの一つの手段となる可能性を有している。従来の手形は、企業にとっては金融機関で割引手形として資金調達できる手段であり、金融機関にとっては企業の経営状況に関する様々な情報が得られるツールでもあった。電子記録債権はそれらの機能を担うことが可能である。電子記録債権の譲渡が従来割引手形のように頻繁に行われるようになれば、中小企業と金融機関との関係はより緊密になる。金融機関にとっては、上記の手形の機能を代替し、リレーションシップバンキングを推進するための有力なツールとなる。中小企業にとっても手形の管理などの諸リスク、諸コストを負担することなく効率的な資金繰りが可能となり、また取引金融機関との良好な関係を構築することができる。

電子債権記録機関はいわば電子版の手形交換所ともいえるが、こうした決済インフラはある程度の普及が利便性の前提であり、今後、電子記録債権の利用が全国各地の中小企業に幅広く普及していくことが望まれる。さらにその先では、仕入・販売から信用供与・資金決済まで一貫してITを駆使した効率的な企業間取引が中小企業へ浸透していくことが期待される。